

令和5年4月1日

朝霞市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針

朝霞市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の一部を改正する法律が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置づけられた。

朝霞市農業委員会は、法第7条第1項に基づき、農地等の利用の最適化に取り組むための指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は10年後の目標とし、5年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の解消について

（1）遊休農地の解消目標 0.20ヘクタール

【目標設定の考え方】

5年後の令和10年には解消目標値の全ての遊休農地の解消を目指す。

（2）遊休農地解消の具体的な取組方法

農地パトロールを実施し、遊休農地の所有者の意向調査や相談及び指導を行う。

（3）遊休農地の解消の評価方法

遊休農地の解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況

の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標 64ヘクタール

【目標設定の考え方】

平成26年9月に策定された「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の農用地の利用の集積に関する目標を、本指針の目標値とする。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取組方法

朝霞市産業振興課と連携し、地域計画の作成と見直しに主体的に取り組み、農用地利用集積等促進計画等により農地利用集積を進める。

(3) 担い手への農地利用集積の評価方法

担い手への農地利用集積の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 1経営体

【目標設定の考え方】

過去5年間新規参入の経営体がないことから、5年後の令和10年には促進目標値の参入を目指す。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取組方法

朝霞市産業振興課及びあさか野農業協同組合等関係機関と連携し、農業を始めようとする新規就農者へのサポート体制を構築していく。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者(個人、法人)の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

朝霞市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的

に利用していくため、朝霞市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置づけられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力